

第65回 通常総代会開会挨拶



理事長 前田 典彦

皆さんこんにちは。通常総代会の開催にあたり、お礼並びにお願いの挨拶を致します。

第65回北条砂丘土地改良区通常総代会を開催しましたところ、年度末で大変ご多忙のところ、北栄町松本町長様、鳥取県土地改良事業団体連合会倉吉事務所前田所長様にご臨席をいただき、ありがとうございました。

日頃より当改良区の事業に対しましてご支援ご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

また、組合員の皆様におかれましては、日頃より改良区の事業に対し、ご理解とご協力を賜り、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

当改良区も歴史を重ね、今年65歳を迎えることとなります。その間、数多くの組合員の先輩方々のご協力により、かんがい施設等の整備事業を行っていただき、現在では自動化で散水のできる最先端のかん水施設があるものの、今日では十分活用されていないのが現状です。

その原因は農業情勢の厳しさに拍車がかかり、後継者が無く、高齢化が進み、現地においても遊休農地が増えるばかりで、当北条砂丘土地改良区においても風当たりが年々厳しく、現在の維持管理費1,000㎡当たり、10a当たりでございますけれども、現在9,400円での運営が苦しく、決済金特別会計より毎年1,300万円程度の繰り入れをしながら現在の運営をしておるわけでございます。

このような姿で運営をすれば、8年後には決済金特別会計の残高が無くなるのが心配され、その後、運営について理事会を通していろいろ検討を重ねました結果、平成28年度より10a当たり600円の引き上げをさせていただき、計1万円の維持管理費で運営させていただきますよう、総代の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

最後になりますが、改良区運営に御尽力いただきました元理事、国坂浜の前田利忠様、下神の西野鍛様が亡くなられ、皆様とともに哀悼の意を捧げたいと思います。

本日の通常総代会に、29議案を提案しておりますが、理事会、各委員会で十分検討されたものを提案させていただいておりますので、ご理解をいただき審議していただき、原案どおり可決、承認をしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

第65回 通常総代会開催



平成28年3月18日（金）午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、松本昭夫 北栄町長、前田浩司 鳥取県土地改良事業団体連合会倉吉事務所長のご臨席を賜り、第65回通常総代会を開催しました。

総代51人（定数65人、現在数64人、出席率79%）の出席をいただき、議長には北栄町妻波の荒木政美 総代が選出され、提出された29議案を原案どおり可決決定し午後4時15分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成26年度決算及び平成28年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成26年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 組合費	101,493,670円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	6,116,224	町補助金
3 財産収入	6,264	預金利息
4 使用料及び手数料	203,770	施設使用、手数料
5 繰入金	14,852,013	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	2,513,988	修理代、過年度未収金等
8 維持管理適正化事業	5,670,000	県土連事業交付金
9 繰越金	59,180	前年度繰越金
10 繰替運用	17,000,000	
合 計	147,915,109	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 事務費	25,613,308円	事務費、総代会費
2 事業費	11,269,250	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	42,002,668	揚水管理費他
5 償還金及び利子	47,344,877	畑総事業、平準化事業償還
6 繰出金	3,000,000	職員退職給与金他
7 諸費	1,664,006	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	17,000,000	
合 計	147,915,109	

《平成26年度 決済金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 決済金	874,250円	農振外地区除外他
2 雑収入	34,480	預金利息
3 繰越金	107,002,596	前年度繰越金
4 繰替運用	17,000,000	
合 計	124,911,326	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	12,852,013円	一般会計繰出金
2 繰越金	95,059,313	次年度繰越金
3 繰替運用	17,000,000	
合 計	124,911,326	

《平成26年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	3,000,000円	
2 雑収入	11,660	預金利息
3 繰越金	40,485,159	前年度繰越金
合 計	43,496,819	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	43,496,819	次年度繰越金
合 計	43,496,819	

《平成26年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 売電収入	2,432,640円	50,680kWh × 48円
2 雑収入	1,086	預金利息
3 繰越金	5,837,121	前年度繰越金
合 計	8,270,847	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 繰出金	2,000,000円	電力費に充当
2 繰越金	6,270,847	次年度繰越金
合 計	8,270,847	

《平成26年度 財産目録》

平成27年5月31日調整

摘要	金額
【資産】	円
流動資産	17,113,989
（1）預金	0
（2）未収賦課金	17,113,989
特定資産	144,826,979
（1）決済金積立金見返預金	95,059,313
（2）職員退職給与金積立金見返預金	43,496,819
（3）太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	6,270,847
基本資産	8,000
（1）鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	2,317,465
（1）修理資材	2,317,465
固定資産	
宅地(改良区事務所敷地)	2,032㎡
ため池・水槽(下神、由良西浜、江北)	6,956㎡
雑種地(揚水機場用地・ボックス等)	9,059㎡
山林・田・畑	1,929㎡
道路	382,435㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,108㎡
資産合計	164,266,433円

摘要	金額
【負債】	円
長期負債	210,723,867
（1）日本政策金融公庫(畑地帯総合整備事業)	210,723,867
積立金	144,826,979
（1）決済金積立金	95,059,313
（2）職員退職給与引当積立金	43,496,819
（3）太陽光発電施設管理運用積立金	6,270,847
負債合計	355,550,846円

《平成28年度 一般会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 組合費	105,397千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	6,478	町補助金他
3 財産収入	5	預金利息
4 使用料及び手数料	89	土地使用料、手数料他
5 繰入金	15,280	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	1	
7 雑収入	10,701	過年度未収金、国道9号補償工事他
8 維持管理適正化事業	3,780	県土連事業交付金
9 繰越金	1	前年度繰越金
10 繰替運用	25,000	
合計	166,732	

(支出)

科目	予算額	付記
1 事務費	30,466千円	事務費、総代会費
2 事業費	18,961	維持管理適正化事業、国道9号補償工事他
3 負担金	25	県土連負担金他
4 維持管理費	42,399	揚水管理費他
5 償還金及び利子	44,740	畑総他
6 繰出金	3,001	職員退職給与金他
7 諸費	1,740	賦課金徴収手数料他
8 予備費	400	
9 繰替運用	25,000	
合計	166,732	

《平成28年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 決済金	2千円	
2 雑収入	20	預金利息
3 繰越金	80,481	前年度繰越金
4 繰替運用	25,000	
合計	105,503	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	13,080千円	一般会計繰出金
2 繰越金	67,423	次年度繰越金
3 繰替運用	25,000	
合計	105,503	

《平成28年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 一般会計繰入金	3,000千円	
2 雑収入	10	預金利息
3 繰越金	46,501	前年度繰越金
合計	49,511	

(支出)

科目	予算額	付記
1 退職給与金	20,352千円	職員1名退職
2 繰越金	29,159	次年度繰越金
合計	49,511	

《平成28年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 売電収入	2,200千円	
2 雑収入	1	預金利息
3 繰越金	6,010	前年度繰越金
合計	8,211	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	2,200千円	電力費に充当
2 繰越金	6,011	次年度繰越金
合計	8,211	

★平成28年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費(前期)	平成28年7月1日～8月1日
2期	維持管理費(後期)	平成28年8月1日～8月31日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(前期)	平成28年9月1日～9月30日
4期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(後期)	平成28年10月1日～10月31日

◇徴収金額(1,000㎡当り)

イ	維持管理費	10,000円	(前期4,900円・後期5,100円)	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別賦課金			平成35年度まで
	下北条地区	6,290円	(前期3,290円・後期3,000円)	
	下北条地区(松神暗渠)	8,130円	(前期4,130円・後期4,000円)	
	大栄地区	9,280円	(前期4,810円・後期4,470円)	
	中北条地区	7,650円	(前期3,970円・後期3,680円)	
	中北条地区(江北暗渠)	9,510円	(前期4,820円・後期4,690円)	

◆◆ 職員の採用について ◆◆

平成28年4月1日付で、西谷枝里子(会計主事)を正規採用しました。今後ともよろしくお願ひします。

《第二揚水機場のファームポンド清掃について》



こんにちは、技術職員一同です。

今回は私たちの行っている第二揚水機場のファームポンド清掃についてご紹介したいと思います。

技術職員は定期的に、ポンプ場のファームポンドと呼ばれる水槽を清掃しています。その中でも一番面積の広い第二揚水機場のファームポンド清掃をご紹介します。

天神川から取水しているため、写真でわかるように泥がファームポンドの底へと大量に溜まります。この泥が原因で水草やシジミを繁殖させる環境になってしまっている状況です。

このような状態になるのを防ぐ為に、定期的にファームポンドの清掃(泥上げ作業)を行っています。

泥は重機のタイヤショベルで持ち上げ、ショベルが入らない角部分に関しては技術職員が手作業で集めてファームポンドの外へ運びます。

こうして清掃することにより、できるだけシジミや水草の繁殖を防いでいます。



【ファームポンド清掃前】



【ファームポンド清掃後】

★地区除外の取り扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合は、下表のとおり決済金が必要です。

【平成28年度 地区除外決済金】

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

1	維持管理費決済金（1,000㎡当り）	99,391円
2	償還金決済金（1,000㎡当り）	
	畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	11,289円
	下北条地区(松神暗渠)	14,966円
	大栄地区	24,579円
	中北条地区	28,495円
	中北条地区(江北暗渠)	39,173円

(注)

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。ご希望の方は、6月15日までに改良区に申し出て下さい。また、特別賦課金（4ページ徴収金額の口）を全額繰上償還していただくこともできます。こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出て下さい。（償還額は決済金の2を参照）

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割で賦課されますので、ご理解ご協力よろしくお願い致します。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行のみ取り扱っております。組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続きが必要です。

希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員が死亡し農地を相続された場合
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐことになります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますのでご注意ください。

●賦課金の納期内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、納期内に納入されるようご協力をお願いします。賦課金を納期内に納入されない組合員に対して、滞納処分の前提となる督促状を送付します。督促状には督促手数料が加算されます。また、年度初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には、延滞金が加算されますのでご注意ください。

●滞納処分について

組合費の支払いが滞っている場合には『滞納』となります。組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続きをとり、財産を差し押さえることがありますので、ご注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うにあたり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

維持管理計画書の変更認可申請に伴う同意徴集について（お願い）

【維持管理計画書とは】

維持管理計画書は、土地改良法により整備が義務づけられており、土地改良区が行う施設の維持管理や賦課金の徴収根拠を明らかにする重要なものです。

このため、土地改良区は維持管理の実態に即した維持管理計画書を策定し、法令の定める手続によって適性確保を図る必要があります。

当土地改良区では、これまで様々な土地改良事業が実施されたことで、受益地や管理する施設、用水管理の内容を変更する必要が生じたことから、県知事への変更認可申請を行います。

変更認可申請にあたり、組合員の皆様の2/3以上同意が必要となります。今後、同意徴集（署名・押印）を行い、平成29年3月の総代会において議決承認の後、県に対する変更認可申請を行う予定です。

組合員の皆様には上記の事情等をご理解頂き、維持管理計画書の変更にご同意いただきますようお願いいたします。

【維持管理計画変更法手続スケジュール】

- 1 計画の樹立 (1) 計画概要書の作成 (改良区)
- 2 計画概要につき協議 (1) 協議 (改良区→北栄町) (2) 回答 (北栄町→改良区)
- 3 計画概要等公告 (1) 概要公告依頼 (改良区→北栄町) (2) 概要公告
(3) 農業委員会への申出 (4) 公告証明書 (北栄町→改良区)
- 4 **同意徴集（組合員の2/3以上の同意）**
- 5 事業計画書作成
- 6 総代会議決【平成29年3月】
- 7 施行申請 (改良区→県農林局)
- 8 県による手続き (1) 申請書進達及び審査 (2) 適否決定
(3) 適否の決定通知 (農地・水保全課→改良区)
- 9 公告縦覧 (1) 公告縦覧依頼 (農地・水保全課→北栄町) (2) 公告縦覧 (3) 公告証明書
- 10 計画認可 (1) 計画認可通知 (2) 計画認可 (農林局→改良区)
- 11 県公報に告示

太陽光発電の取り組み

- ・農林水産省 低炭素むらづくりモデル支援事業（平成21年度～平成25年度）により造成された施設
- ・テーマ 太陽の恵みをエネルギーとした農産物づくりにより地域の活性化を目指します。

◎平成27年度発電実績

- ・設備容量：54kW（合計6カ所）
- ・発電電力量：60,293kWh
- ・売電電力量：51,101kWh
- ※10年間固定買取 48円/kWh
- ・売電収入：2,452,848円
- ・削減電力量：9,192kWh
- ・削減電力費：約180,000円

◎平成23年3月から

平成28年3月末までの実績

- ・総発電電力量：306,809kWh
- ・総売電電力量：259,674kWh
- ・総売電収入：12,464,352円
- ・総削減電力費：約940,000円

